

しずおかリノベーションまちづくり動画等制作業務委託公募要領

1 趣旨

本要領は、しずおかリノベーションまちづくり動画等制作業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 募集概要

- (1) 業 務 名 しずおかリノベーションまちづくり動画等制作業務委託
- (2) 契 約 者 静岡県知事 鈴木 康友
- (3) 採 用 方 式 公募での企画提案方式
- (4) 業 務 内 容 別紙「しずおかリノベーションまちづくり動画等制作業務委託仕様書」
のとおり
- (5) 委 託 期 間 契約日から令和7年12月19日（金）まで
- (6) 契 約 限 度 額 3,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 採用予定件数 1 件

3 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間に国税又は都道府県税を滞納しているものでないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール (予定)

企画提案参加受付開始	令和7年8月29日(金)
質問の受付締切	令和7年9月4日(木) 17時
質問回答	令和7年9月8日(月)
企画提案参加表明書の提出期限	令和7年9月10日(水) 17時
企画提案書の提出期限	令和7年9月12日(金) 17時
企画提案(プレゼンテーション)	令和7年9月18日(木)
選考結果の伝達	令和7年9月下旬

(2) 公募要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、電子メール(様式自由)により提出することとし、電子メール送信の上、その旨を電話で連絡すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和7年9月4日(木) 17時

イ 提出先

静岡県経済産業部商工業局地域産業課商業まちづくり班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(静岡県庁東館7階)

電話：054-221-2521

E-mail: mati@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答

回答は、令和7年9月8日(月)までに下記ホームページに掲載する。

URL: <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/1040478/1074680.html>

(3) 参加表明書等の提出

企画提案に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ・参加表明書(様式1) 提出1部
- ・会社概要等(任意様式) 提出1部(定款及び組織、沿革、事業等会社の概要)

ア 提出期限

令和7年9月10日(水) 17時

イ 提出先

静岡県経済産業部商工業局地域産業課商業まちづくり班(東館7階)

メール：mati@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

原則、電子メールとする（PDFファイルとすること）。電子メール送信の上、その旨を電話で連絡すること。

※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする。

※参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、令和7年9月12日（金）までに「参加辞退書」（様式自由）を電子メールにて提出すること。

（4）企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内 容	様式	部数
①	企画提案書かがみ		様式2	1
②	企画提案資料	「企画提案書補助資料」に基づき、以下の内容についてできる限り具体的な提案内容を記載すること。 1 全体スケジュール 2 実施体制 3 類似業務実績 4 提案内容	様式3 ※	6
③	見積書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に、内訳を示して記載すること。	任意	1

※ 様式3「企画提案資料」は、内容を満たしていれば、様式3にかかわらず任意の様式で提案することができる。

※企画提案の内容については、契約予定者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

ア 提出期限

令和7年9月12日（金）17時（必着）

イ 提出先

静岡県経済産業部商工業局地域産業課商業まちづくり班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館7階）

電話：054-221-2521

E-mail：mati@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

（5）企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
 - ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- イ 著作権・特許権等に係る責任
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。
- ウ 返却等
- 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。
- エ 費用負担
- 企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。
- オ その他
- 提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

5 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、審査項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 実施日・会場等

令和7年9月18日（木）

※書面審査は行わず、プレゼンテーション審査とする。

※プレゼンテーションに係るデータファイル等は原則、当日持参とする（プロジェクター、スクリーン、PC（Windows 対応）等の機材は県において用意する）。

会場：〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号（静岡県庁東館7階）

※時間等の詳細については参加表明書等を提出した者（辞退者を除く）に別途通知する。

イ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、以下の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

【評価基準】

番号	評価項目	評価基準	評価
1	業務の実施体制	・ 具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されているか	20
		・ 業務を確実に実施できる体制を有しているか	
		・ 類似事業に関して実績があるか	
2	提案の内容	・ 視聴者がリノベーションまちづくりの概要やメリットについて理解できるような構成と内容となっているか	30
		・ リノベーションまちづくりの実践意欲を喚起させるような内容か	30
		・ チラシは使用目的に応じて効果的な構成と内容となっているか	10
3	経済合理性	・ 提案内容は、費用対効果の観点から効果的か	10
合計			100

※評価の総得点が6割に達しない場合は、選定対象としない。

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書又は非選定通知書にて、全ての企画提案者に令和7年9月中に通知する。

6 契約方法

- ・ 契約予定者は、県と協議し、委託業務に係る委託業務実施計画書を確定させた上で、契約を締結する。委託業務実施計画書の内容は、契約予定者と県との協議により最終的に決定する。
- ・ 契約予定者が正当な理由なく県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

7 留意事項

本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

8 問合せ先

静岡県経済産業部商工業局地域産業課商業まちづくり班
住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館7階）
電話：054-221-2521
E-mail：mati@pref.shizuoka.lg.jp